

倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年5月13日(月) 14:03~14:57

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長
山下 力 副委員長
大国 正博 委員
太田 敦 委員
田中 惟允 委員
浅川 清仁 委員
岩田 国夫 委員
高柳 忠夫 委員
山本 進章 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

証人 なし

出席理事者 なし

傍聴者 9名

議 事

- (1) 証人尋問について
- (2) 調査のまとめについて
- (3) 今後の調査の進め方について
- (4) 平成25年度調査経費について
- (5) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまより倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

川口委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

また、本日の傍聴者は、5名です。

それでは、協議事項に入ります。

まず、証人尋問についてですが、本日は平野クレーン工業株式会社の代表者の出席を求めています。本日も出席いただいております。欠席する旨の届け出は出ておりませんが、多忙との連絡は受けております。それでは、平野クレーン工業株式会社の代表者については、次回の委員会にもう一度出席要求をしたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは次に、調査のまとめについてですが、この委員会の調査目的であります倉庫の解体工事の無届け及びアスベスト等の建設資材の適正な処理について、前回までの証言から問題点の整理として取りまとめたものを資料1としてお手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、参考としてこれまでの証言のまとめもお配りしております。

それでは、副委員長から概要を説明させていただきます。

○山下副委員長 それでは、私から問題点についての整理をしてみたいと思っております。ご意見は後からいただきたいと思っております。

まず、倉庫の解体工事の無届けについて、それぞれの立場から、すなわち平野クレーン工業株式会社、あるいは株式会社山崎産業、あるいは県の対応等々について、順次提案してまいりたいと思っております。

まず、平野クレーン工業株式会社についてでございます。一つは、建設リサイクル法第10条第1項に基づく届け出を知らなかったということ。知らなかったというより、むしろ知ろうともしなかった、そのところ押さえておきたいと思っております。

2つ目には、関係法令を遵守していないこととあります。3つ例を挙げておきたいと思っております。建設リサイクル法第13条第1項に基づく請負契約に係る所要事項の書面記載並びに相互交付を行っていない。これは、双方の会社とも株式会社でございますし、平野クレーン工業株式会社は国土交通省、国土交通大臣の許可業者であります。株式会社山崎産業は知事認可を受けている建設業者であります。ともに株式会社です。2つ目には、建設業法第19条第1項に基づく建設工事請負契約書の相互交付を行っていないこと。3つ目には、地方自治法第100条第1項に基づく証言の要請に応じてないこと等々、法令遵守にかかわって問題があると思っております。

3点目でございます。国土交通大臣許可業者としての社会的責任を果たしていないのではないかとこの観点でございます。1つには、建物の建設や解体に常にかかわりを持ってきたクレーン業者でありながら、アスベストの危険性について関心がなさすぎるのではないかとこの点が1点でございます。次に、小学校や周辺住民に自主的に説明しようとしてこなかった。これも建設業者としていかなるものかと感じるところでございます。

次に、株式会社山崎産業についてであります。1つ目に、当委員会での証言内容がいまいで一貫性がなく、県の事情聴取にもその場限りの対応をしていたと考える点であります。例えば、建物の解体専門業者であり、解体カリフォームかで本来迷うことはないはずであります。年間50件相当の解体業務を行っている業者が、解体カリフォームかで迷うなどということはおよそ考えられることではないのではないか。

2つ目には、ここも法令違反が多々あり、法令遵守の意思が大変低いのではないかということであります。その1つの例として、建設リサイクル法第12条第1項に基づく発注者への法第10条第1項に係る事項の説明を行っていないこと。また、建設リサイクル法第13条第1項に基づく請負契約に係る所要事項の書面記載、相互交付を行っていないこと。3つ目には、建築基準法第15条第1項に基づく建築物の除去届を提出していないこと。4つ目には、県の処分内容を記憶していないということであります。

次に、県の対応についてであります。1番目には、現場の状況が把握できていないこと。そもそも解体前の現場をいまだしっかりと把握できていない。もっと具体的に言いますと、通報を受けて最初に現場に出向いたと言われる高田土木事務所の●●建築課長は、実際に現場に足を運びながら、建物の解体を見届け、その解体現場に立ち入っていないこと。そのまま事務所に戻り、そして解体届が出ていないことを関係書類で確かめて、そして事務所から株式会社山崎産業の●●氏に電話を入れておりました。また、事情聴取の中心を担った県技術管理課の●●課長補佐も、実は平成24年7月に現場検証をするとして現場に立ち入るまで、要するに倉庫解体現場に立ち寄ったことがない。したがって、関係者が、例えば株式会社山崎産業の●●証人が、県の事情聴取で、なぜ建物の解体のときに防じんシートを敷設しなかったのかと聞いたときに、敷地と道路の間に私有地があつてできなかった、こう答弁していたわけであります。しかし、その現場を知っておれば、敷地と歩道を切り下げする、その小学生たちが通っている歩道との間には私有地などはない、このことがわかるわけでありますけれども、現場を知らないものですから、事情聴取のさなかにそうした証言をされて、一切聞き返すことなしに過ごしてきたこと等で明らかであります。

2番目には、事情聴取の取り組みが不足していたこと。要するに、委員の皆さん方にお持ちいただいております資料の中に第1回、第2回の内容を示しておりますけれども、踏み込んだ事情聴取になっていないで形式的な事情聴取に終始している。すなわち、関係者が出してきた見積書の中に見積もりの事項があるわけですが、それを点検するのがやつのことであつて、そのほか肝心な事柄について、なぜ無届けだったのかをめぐる事

情聴取は一向にできていないこと。また、提出された書類の吟味について、甚だ不十分な聴取しかできていない。いや、例えば、株式会社山崎産業は当初リフォームだと思って届け出を出していなかったと言っておったのを、2回目の事情聴取の冒頭で、実は届出書は書いて置いてあったのです、社長が書いて私が届けることになっていたのですが、届け出るのを忘れておりましたという供述をしたわけであります。その2回目の事情聴取のときに、その出し忘れていたとされる届出書を携帯したわけですけれども、その中身を事情聴取の中で一切吟味していないこと、検証していないこと、これがこの間の証人尋問の中でも明らかになっているのであります。

さらに3点目は、立入検査の取り組みが極めて不十分であったということであります。平成24年7月になって、立入検査をいたしました。しかし、そのときに立ち会いを求めたのは、解体した受注業者である株式会社山崎産業ではなしに、発注してほとんど解体の実態のわからない平野クレーン工業株式会社の担当者を立ち会いさせているわけです。株式会社山崎産業の担当者が立ち会いをしていない。さらにまた、アスベストが大変気になるわけでありますから、県の環境政策課なり廃棄物対策課の協力を得て同席していただく、あるいはその立ち会いに参加していただくという配慮があつてしかるべきなのに、一切そうした手配はなかったままに検査をいたしました。さらに、法第43条の規定に基づく検査でありますから、現場の建物の大きさ等々をはかるだけでなしに、要するに、これまでわかってきた事情聴取で、少なくとも聴取してきた内容について確認しようとするならば、営業所及び事務所に立入検査をし、関係書類を点検しなければならないのに、その関係書類等々の点検が一切なされていなかったということであります。したがって、この調査はあらかじめおくれにおくれてきました業者に対する注意処分なるものを出すために、発注責任を確認するという意味において平野クレーン工業株式会社の関係者を立ち会わせたにすぎないのではないかと。何もわからないのは当然でございます。

次に、4点目には、事務処理がずさんだったこととございます。これは先ほど申しました、わざわざ原質を変えてくる、無届けの理由を変えてきた、関係者が持ち込んだ届出書なるその書類を吟味しなかったということとともに、道路切り下げ申請が平成23年5月16日に承認されているわけでありますけれども、その承認に際して、12項目にわたる条件を出しました。その一番最初に、着手するときには着手届を提出しなさい、竣工したときに竣工届を提出しなさいとありますけれども、この着手届も竣工届も出されていない。さらに、この間の承認審査をする中で、何と14メートルの申請だと聞いておりましたのが、

森田昌司建築空間設計の●●さんの証言によって、14メートルは12メートルに縮小されておった、あるいは3つあった集水樹が2つになっておった。それについて●●設計士は修正して書類を高田土木事務所に提出したとおっしゃっておったわけですが、県からは、この間そのような設計の改正、修正等々について一切の報告がございませんでした。そのように事務処理が実にはずさんであります。さらに驚いたことですが、これまで事情聴取の中心を担った技術管理課の●●課長補佐に至っては、届出書をつくる、あるいは提出するに当たって、行政書士や建築士はみずからの裁量で、資格で届出書を作成することができます、そして提出することもできるわけですが、今回のおくれて出してきた、後出しじゃんけんで出してきた届出書なるものは、受注者である株式会社山崎産業が製作し、株式会社山崎産業の関係者が高田土木事務所へ持ち込む手はずになっておったわけでありました。しかも、その提出する予定であったとされる書類について、平野クレーン工業株式会社の関係者は一切知らないとの場で証言いたしました。要するに県の1回目の事情聴取、2回目の事情聴取、要するに平成23年度のその2回の事情聴取までに平野クレーン工業株式会社が一切知らなかったことを株式会社山崎産業も認めざるを得なくなっています、認めました。にもかかわらず、証人に出ていただいた高田土木事務所の建築課長は、もし平成23年5月16日に当該の書類が提出されておれば、あの書類を受理しておっただろうと証言しています。すなわち、委任状も持たずに受注者が勝手につくった届出書を、県の土木事務所の担当責任者である建築課長が受理しますと言ってしまうのです。それほどずさんな行政のありようは、単にこの件だけではないのではないかという不安を覚えます。

さらに、5点目には、事務が大幅に遅滞していた。すなわち、第2回事事情聴取、平成23年7月20日に終了した後、約1年間取り組みがストップいたしています。この件につきまして、当然、当委員会でも事情を聞きました。いろいろな取り組みがあったのかと思っておったわけですが、ご案内のように何の取り組みもなされていない。実に、●●課長補佐が●●課長に対して、これから出てくるであろう届出書等を子細にチェックし、厳重にチェックして新たな展開を切り開けるのではないかということでストップしたというのであります。過日の証人審査の中でお尋ねしました、●●さん、何をお待ちだったのですかと。我々は2回目に持ち込んだ届出書なるものを厳重にチェックするのだと思って聞いておったのですけれども、何と驚くことなかれ、それは据え置き、それについては何ら一切触れずに、新たに平野クレーン工業株式会社が別のことで解体届を出す

のではないか、何の根拠もなしに、何の見通しもなしにそれを待っておったのだと。当然出て来ません、出てこないから何もしないと、こういう状態で放置されたということが明らかになっているわけであります。

6点目には、土木事務所内の連携が不足しておった。もちろん一番大きいのは、1万平方メートルになんなんとするあの敷地に100メートル隣接して、接触して建っておった、1,440平方メートルになんなんとする大きな建築物、しかも高田土木事務所では近年取り扱ったこともないような大きな解体工事、この解体工事と、しかもその前に100メートルに及んで接触する、広陵東小学校の学童たちが通学する通学路に使っている通路ですが、それを、やはりその敷地内から大型クレーンを県道に向けて出していくことについて、14メートルの切り下げ申請をしている。当然この14メートルの切り下げ申請なるものも、近年高田土木事務所では扱ったこともないような大工事であり、大きな申請であります。大きな建物を解体し、大きな切り口をつくっていくこの道路切り下げ工事にかかわって、現場へだれ一人として足を運んだ者がいない、すべて書類で処理していた、こういうことであります。まず第一に、現場へ足を運んで、どこから出入りするのですか、この建物はどうするのですかと現認さえすれば、解体の手続はどうなっているのですかと当然出てくる話ですけれども、高田土木事務所は、1階が土木、2階が建築に分かれているそうでもありますけれども、1つの建物の2階と1階の連絡すらついていないというていたらくでございました。

また、我々は建設リサイクル法で物事を明らかにしようとしてきました。しかし、何と多くの、環境政策課にかかわる人たちはこの建設リサイクル法に基づいて、これまで土木事務所と環境政策課、あるいは廃棄物対策課が確認しておった、要するに、危険な状態があればお互いに連絡し合う。例えば、土木事務所に出された解体申請の中にスレートのたぐいがあれば、必ずそれは景観・環境保全センターに連絡し、双方の関係者がそのことの点検について怠らないようにする。すなわち、土木事務所に機能のないアスベストの危険性に対する対応について、環境政策部門がタッチできるような約束があったわけでありまして、この間、この連絡が途切れてしまっている。いろいろなところで、例えば県が副知事をトップとする事務処理調査特別委員会を設定し、調査、事情聴取した中でも、土木事務所と環境部門との約束を知っていた職員は、それぞれの課に1人しかいないと、1人以外の者は知らない。要するに、たまたま知っている人が担当したら響き合うのでありますけれども、ほとんどの人が同じ部課で知らないわけでありまして、要するに対処

するマニュアルといますか、そういうものがきちりできていない一つのあかしだと思
います。この委員会に証人として出席を求めた元土木事務所長もですね、道路切り下げ申
請について、実に大きな切り下げだと、広い切り下げだと感じながら、解体についての届
け出は当然出てくるものだと思っておった。ところが、高田土木事務所の解体届けを扱う
事務担当者は、建設リサイクル法を知らないという人が担当していると、どこでどうつな
がっていくのだろうか。要するに、アスベストにかかわる危機意識が土木事務所ぐるみ
で希薄であることが明らかになってきたのではないかと考えています。

資料2ページ、県の対応について、7つ目は、実効性の低い処分であったと、処分のた
めの処分ではなかったのか。実は、処分についての基準がなかった、これについてのマ
ニュアルもなかったというのです。しかし、法律は厳然として存在します。無届け解体、
県では初めてです。これまで、無届け解体で、解体の途中で見つけたのは3件ないし4件
あります。その場合は、やはりきちり解体を貫徹させるために、行政指導を先行して挟
むべきだと思いますし、挟むのが当然だと思います。しかし、1から10まで丸々無届け
で解体をやり遂げた証拠は何一つ残っていない、そういう事態について、法が示すのは、
やはり嚴重な処罰、刑罰です。そのために直罰規定が設けられているわけでありますから、
即告発という、そのこと以外にないわけでありますけれども、何やかや、例えば43条申
請にかかわって、いわゆる事情聴取に、あれ何だったかな…。

（「報告書」と呼ぶ者あり）

報告書、報告書なるものを株式会社山崎産業にも、あるいは平野クレーン工業株式会
社にも求めていく。しかし、その報告書を提出することに同意した、あるいは、先ほど申し
ました、現場検証に同行した、立ち会いした等々をもって、非常に協力的であった態度を
評価して嚴重処分にしないで、口頭処分としたのだというわけであります。果たしてそれ
で建設リサイクル法が設置した直罰主義を全うできるのかどうか、ここをやはり
根本的に見直していくべきだろうと。そして、1年2カ月も無届けの発覚から経過した中
での処分でありますから、どうしても問題の核心に触れるところがない。当委員会でも積
極的にこの点を考慮して、最終的な検討を加えていかなければならないと考えています。

8点目には、歩道切り下げ工事についてでございます。先ほども少し触れましたけれど
も、だれ一人この例のない大幅な間口の切り下げ、歩道切り下げの申請について、現場に
足を運んでいない、そうした中での申請承認であったということ。それから、2つ目には、
工事完了時においても、あるいは工事着手届、工事竣工届が提出されていなかった。もっ

たとえば、提出されているわけでありませけれども、平成24年当時の高田土木事務所の課長が県の道路課長になっています。その関係で、建設委員会でこの問題が取り上げられ、慌てて、もとおった高田土木事務所に連絡を入れて、着手届と竣工届を持ってきてもらったと、こんなでいたらくでございました。あるいは、承認時に付記されておりました検査等がいまだに完了していない、そのままであるということについても、これから今後の県行政のあり方について、検討を要するところではないかと思っています。

大きく2つ目、アスベスト等の建設資材の適正な処分についての問題について証言をまとめてみました。平野クレーン工業株式会社についてでありますけれども、まず一つは、アスベストについては知らなかったということでありませけれども、むしろ無関心であったと言った方がいいのではないのでしょうか。土地建物売買契約書に係る重要事項説明で、仲介業者からアスベスト調査をしていないことの説明を受けていたと考えられるわけでありませ。また、売り主、買い主の双方が押印した重要事項説明書にはアスベストが存在した場合について記載されています。また、小学校での説明ではアスベストに全く触れていないのはいかがなものか。2つ目には、平野クレーン工業株式会社、安ければ、まずはよしという企業体質を問題にする必要があるのではないかと。すなわち、分別解体、解体処分にかかわる経緯、あるいは、廃棄物処理にかかわる経緯等を受注者に押しつけないために、発注者責任を設けているわけでありませ。そして、これだけは絶対に、値切りの対象にしないという、そうしたところから、この費用を掲載し、契約書に載せて確認するという措置までとっているのでありませから、ここを外して、安ければいいという取引に流れていくのはいかがなものかと思ひませ。

株式会社山崎産業についてでありますけれども、法令違反が多々あって、法令遵守の意思が大変低いこと。むしろ、当委員会でも、建設リサイクル法第18条第1項に基づく発注者への再資源化の完了報告を行っていないこと、また、実施状況に係る記録が作成されていないこと、保存をされていないことが問題です。また、建設リサイクル法に規定された技術管理者の選任について記録をしていない。それは選任していないことになります。あるいはまた、どこの工事でも許可業者として許可を受けている業者は、どんな工事であれ工事現場に標識を掲示しなければなりませんけれども、この標識が掲示されていない。また、石綿則第3条に基づく事前調査に係る記録がない。要するに、見積もりのときに目視で石綿スレート、建てた年代からレベル3だろうという、そうしたことで工事に取りかかったと言ひませけれども、その記録がない、どこにどんなスレートがどのようにし

てあったのかという記録がない。あるいはまた、通学路に100メートルに及んで接触、接近しているのですから、その子どもたちの通学路に防じんシートを仮設するのは常識的に考えても当たり前ですけれども、これを一切やっていない。これらのことについて、アスベストについての、アスベストの存在を知らながらあえて措置をしていないということ非常に問題が多いのではないかと考えております。

また、次に、県の対応でございますけれども、何よりも現場の状況をきちんと把握しようとしていない、把握できていないということが問題であります。特に、唯一確認できる物証としてあったはずの、解体されて、そして現場に積み上げられてきた約2トンに及ぶ石綿スレートについて、これは株式会社山崎産業が今保管していますと、平成23年6月17日に現場に行って、株式会社山崎産業の現場の責任者に高田土木事務所の●●建築課長は確認しているわけでありまして。そして、●●技術管理課長補佐がすぐに写真を撮ってきてくれと、こう言ったのだと言います。しかし、これが何と本庁の課長補佐と出先の課長とのやりとりですよ、写真を撮ってきてくれと要請した、受けたはずの●●課長はそんな要請を受けたことがないと、いまだに突っ張り合いをしているのです。これ、どちらかがうそをついているのです、許しがたいことでもあります、そういう状況です。●●課長は、あるところで、8トンに及ぶ解体が手ばらしで、ほぼ無傷のまま取り外されたのだとこう言っているわけですがけれども、あなた見たのと、無傷で取り払われたのを見たのと。なぜレベル3の石綿スレートであっても、要するに、作業員はマスク、眼鏡をする、そして防じんシートを仮設する。なぜやるのと、解体するとき金具が必ずさびています。ですから、ことしですか、1月に高田土木事務所で土木工事にかかわって石綿スレートの解体があつて、市民からの通報で現場へ行くと、要するに手ばらしで外そうとしたけども外れないので、かたいものでたたいた、たたいたら一部壊れて川の中に落ちたと。すなわち、レベル3であっても、たたき、ほじり、粉末になったらレベル2、レベル1の悪い作用をするわけでありまして、だからあらかじめそうした防じんマスクするし、シートを仮設するわけでありましてけれども、それをしていない。あるいは、それをしなかったら無傷だと思っているのです。ほこりも立っていないという報告もありました、ほこりも立っていないと。アスベストのほこりは目に見えないのです。地震のときにほこりが立っておったのは、あれは砂と土と、そしてセメントなのです。しかし、その中できらきらと光っておったのがアスベストでございます、それが中皮腫に大きく影響を持っている悪さをする種でございますから、においもなければ目にも見えない、通常そうした物質であることを、

実は県の関係者、とりわけ土木や現場の第一線にいる人たちが自覚していない、そのことが明らかになったと思います。ここでも先ほど申しました、関係する部局間の連携が全く不足しています。まあ今、積極的にアスベストにかかわるマニュアルの作成、実際には県にあるのです、県にも無届け解体等々のときどう対処するかというのはあるのですけれども、これは極めて役に立たないマニュアルであることは確かです、作り直さなければなりません。特に、土木部に知事が受ける届出書、知事のかわりに土木事務所の所長が受けているのでありますから、やはり知事部局にあって土木事務所がない、そうした環境関係、あるいは廃棄物関係の、そうしたところ、あるいはまた、国の関係も含めまして、担当が常に事あれば集まる、そうした連携が必要だと考えております。

特に、先ほども触れましたけれども、関係者のアスベストに係る危機意識が極めて低いことが問題であります。株式会社山崎産業に至っては、アスベストに係る質問を冒頭いたしましたら、知らない。どこが知らなくても、解体の専門業者である株式会社山崎産業にアスベストの問題についてとことん知ってもらわなきゃなりませんし、知らないとうそぶきながら解体業を続けるなどということは許していいのかどうかというところまで問題が発展していかないようにしなければならぬと思っています。

以上、これまでの事情聴取、あるいはまた、当委員会の証人審査を通してまとめたまとめでございます。不十分だと思いますけれども、補完していただきたいと思っております。

○井岡委員長 それでは、ただいま副委員長から説明していただきましたけれども、その他、ここに書かれていないこと、書かれていることについて、その他のことについて問題点がありましたらご発言願いたいと思っておりますが、どなたかございませんでしょうか。

○川口委員 直接まあ今の説明にかかわってくることではないかとも思っています。この調査委員会、今後の、これはまあ中間まとめだと私は認識をしましたけれども、今後の展開としてどのような、最終的にはスケジュールとのかかわり合いもありますから、どういうまとめ方になるのか。私は尋ねたいのは、当初この委員会を設置するについて、こういう点でいわば疑問を感じる、こういう点でやはり問題を感じるという意味で、委員会の設置の提案が各派連絡会であったと思っております。それからね、本会議にかけられて、この委員会の設置が決まった。そして、委員会の最初の段階で、まずは県の副知事を責任者とする調査委員会でもまとめた内容にかかわって、これはひとつまあ尊重しながら事を進めるといって、幾つかの課題を突き出される形で今日までスケジュールがこなされてきたと、こういう経過があると。ついては、そういう当初問題点を感じた内容にかかわって答える、

そういうまとめ方でなけりゃならんのではないかと、こう思う。そういう意味で、県の調査と、それで我々この委員会で事情聴取をしてきた、調査をしてきた内容との、県の調査の不十分さ、そういう内容はこれこれしかじかだという形の問題も出す必要があるし、最大の関心事であったところの政治的ないろいろな関与があったのかどうなのか、そのことについても、明らかにする必要はあると思うわけです。そういう意味で、今後の日程と組み立て方が、どういう運びになるのか伺っておきたいと、こう思う。

○井岡委員長 日程等については、後で報告させていただこうと思っています。

今後の取りまとめについても、後でまた協議したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず、この部分の調査のまとめについてご発言願いますけれど、何かございませんでしょうか。

なければ、次に移りたいと思います。

それでは、今後調査報告の取りまとめに向けまして、さらに整理してまいりたいと思います。

次に、今後の調査の進め方についてですが、前回証人尋問をいたしました●●前技術管理課長補佐につきましては、十分な発言、証言が得られませんでしたので、書面で補充証言を求めることをご了承いただきました。5月20日を期限として求めておりますので、次回開催の委員会でご報告いたします。

なお、調査報告の取りまとめに当たり、これまで証言していただいた各証人に対し証言内容の確認を行って、証言された内容についてもう一度確認を行いまして、もし証言の取り消し、訂正の申し出がありましたら、必要により再尋問についてご協議願うこととなりますので、よろしくお願い致します。一応証言されたけれど、もう一度聞いていただいて、取り消しとか訂正があるということ確認をしなければならないと思っておりますので、よろしくお願い致します。

さらに、4月15日の第6回委員会において、森田昌司建築空間設計、●●参考人から歩道の切り下げについて、開口部を14メートルから12メートルに変更し、図面を提出した旨の発言がありました。この件について、高田土木事務所あてに確認したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、平成25年度調査経費についてですが、百条調査に要する当該年度に係る経費について、議決を得る必要があります。年度がかわりましたので、議決の必要がありますの

で、お手元に配付の資料2のとおり、平成25年度の経費を50万円として、この旨を議長に申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。現在、平成24年度では、実績として10万1,221円を使用させていただいています。年度が変わりましたので、再度経費を議長に提出して議決を得る必要がありますので、こうさせていただいていこうと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

それでは、その他の事項に入ります。その他、何かございませんか。

なければ、次回の開催からの予定を申し述べます。次回の開催についてですが、事前にお伝えしておりますが、5月29日午後1時から開催いたします。そして、6月に入り、その次の委員会を6月10日、11日もしくは12日のいずれかの日と考えておりますので、調整次第にお知らせさせていただきたいと思います。また、その次の次の委員会、6月24日、6月定例会の開会日ですが、午前10時半から開催したいと思いますので、よろしく願います。なお、あと……。

(「開会日」と呼ぶ者あり)

開催日の午前10時30分。

(「開会日」と呼ぶ者あり)

開会日です、はい、6月24日です。というのは、今後今までの問題点をもう一度整理をしまして、そしてまた証言者にもう一度確認をとっていただく、そして、取りまとめを今度の5月29日、6月10日、11日もしくは12日にさせていただいて、6月24日の開会日の午前にはもう原案を決定したいという予定であります。次の段階においても何らかの取りまとめをして、原案の原案ぐらいは出せる。

(「そうやね」と呼ぶ者あり)

その予定をしておりますので、そのときにまたご協議を願いたいと思っておりますので、計あと1回、2回、3回で終わりたいと思っておりますが、これについてご意見、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員 まあできるだけ早くね。

○井岡委員長 はい。できれば、6月定例会の開会日に結論を持っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

その他、何かございませんでしょうか。

はい。なければ、これで本日の委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。